

平成 2 7 年 第 6 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 7 年 3 月 2 4 日（火）午後 2 時 3 0 分

場 所：教育委員会室

委員長	石井正治
委員長職務代理者	上野操
委員	松原秀成
委員	尾上郁子
委員（教育長）	白井正三郎

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	住田雅一
	指導室長兼教育研究所長	松井慎一
	学校施設担当課長	佐藤弥栄
	統括指導主事	中山兼一

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸山継典
	同主査	飯田常雄

石井委員長	開 会 時 刻 午後２時３０分 ただいまから、平成２７年第６回教育委員会定例会を開催します。 日程第１、署名委員を決定します。松原委員と白井委員にお願いします。 続いて日程第２、議案の審議にまいります。 はじめに第１５号議案、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正についてを審議とします。事務局から説明をお願いします。
柴田教育推進課長	第１５号議案、幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正についてでございます。お手元に新旧対照表をお配りしてございます。 今回の規則改正は、平成２６年の人事委員会の勧告によりまして、平成２６年第２２回教育委員会定例会で第６１号議案としまして、区長から教育に関する事務の議案についての意見聴取の中で諮られたものでございますが、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正にかかわるものであります。条例につきましては、２６年第４回区議会定例会で可決をして、成立をしておりますけれども、その条例改正に伴っての、今回の規則改正でございます。 内容でございますけれども、こちら赤字でお示しさせていただきました。 条例第２３条第３項第１号、それから２項にございます条例第２３条第３項第１号というのは、これは項ずれによるもので、その改正でございます。新たに第３条を追加して、新規で記載をしてございます。これは条例の今回の改正の中では、幼稚園教育職員の管理職特別勤務手当の内容が、これまでは管理職員が臨時または緊急の必要、その他、公務の運営の必要により週休日または休日に勤務した場合の手当ということで規定をされておりましたが、ここに１項目追加をされました。災害への対処、その他の臨時、または緊急の必要により、平日午前０時から午前５時までの間に勤務した場合ということで、１項目追加をされました。 これに伴いまして、条例では、それぞれ上限額を規定されましたけれども、その上限額を受けまして、規則の中で、それぞれ職によっての金額を規定をしたものです。第３条にありますとおり、第１号に園長５，０００円、副園長４，０００円ということで、今回の規則改正で規定をさせていただきました。 第２項にございます、条例第２３条第１項の本文の規定による勤務をした後、引き続いて同条第２項の規定による勤務をした条例第１０条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には、とございますが、これは今回の規定にあります週休日または休日の午前０時から午前５時まで。新たに加わっ

	た部分が引き続いて勤務した場合、そのときには、この後にあります、その引き続く勤務にかかわる、その規定による管理職員特別勤務手当を支給しないということでの規定であります。週休日もしくは休みの日、休日の日のそのまま午前0時から5時まで勤務した場合には、その夜の分については支給をしないという規定でございます。これを、今回の改正で規定をさせていただいたというものでございます。施行は27年4月1日からというものでございます。15号議案につきましては、以上でございます。
委 員 長	ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問、いかがでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	なければ、第15号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第16号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	第16号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。新旧対照表をお示ししてございますが、これは、今ご審議いただいた15号議案で規定をさせていただきました管理職員の特別勤務手当、午前0時から午前5時までの部分につきまして、この勤務時間規則、条例規則にございますもう一枚の第3号様式ということで、時間外勤務等の命令簿、この中で追加をするという改正内容でございます。別記様式ということでございます。 表の一番右側に、ちょっと小さくて恐縮なんですけれども、時間外勤務等命令簿の一番右側に、週休日または休日以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務という枠を新たに加えたという改正内容でございます。 付則にございます経過措置であります。こちらにありますとおり、この規則の施行の際、この規則による改正前の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則、別記様式第3号による様式で、現に残存するものは所要の修正を加え、なお使用することができるということでござい

	して、既に印刷した物が残っている場合は、それを修正して使ってもいいというような経過措置を合わせて規定させていただいております。１６号議案については、以上でございます。
委 員 長	ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問、いかがでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	第１６号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第１７号議案、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	第１７号議案、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正についてでございます。お手元に新旧対照表をおつけしてございます。このたびの、この規則改正につきましては、先ほども出てまいりました２６年の特別区人事委員会の勧告の中で、懲戒処分を受けた者に対する昇給号数等について、必要な見直しを行うことが適当というような内容での勧告を受けております。そうしたことを受けまして、今回、特別区人事・厚生事務組合から、この規則の改正についての準則等がまいりましたので、ここで改正をするものでございます。 新旧対照表をごらんいただきまして、第１０条第２項の欄に赤字で記載させていただいております。あらかじめ人事委員会の承認を得て定める基準に規定する事由等に該当するときは、前項の規定により昇給の号級数を抑制するというもので、それ以降に、この場合において、前条第２項第１号または第２号の区分の適用を受けるもので、懲戒、減給または停職の処分を受けた者にあつては、前項の規定による昇給の号給数を４号給とみなすという部分を新たに追加したものです。 これは表の一つ上の第９条の第２項、１、２号にそれぞれ極めて良好Ａ、特に良好Ｂとございますが、このことをいっております。ここでのこの基準、勤務成績に応じて、こうした昇給をするわけですけれども、この懲戒処分を

	受けた者については、この１号、２号でいうＡ、Ｂというものを４号給とみなすということで、これは、それぞれＡは８号級、Ｂは６号給の昇給であるところを、４号給とみなすということになります。 ですので、評価が高い部分を下げて、通常の評価の上で、その上で抑制を行うというものでございます。ですので、懲戒に対する処分が厳しくなったという規定でございます。これについては２８年４月からの施行ということになります。以上でございます。
委 員 長	何かご意見、ご質問、ございますでしょうか。
松 原 委 員	今、ご説明でＡがもし８号だと４号になると。Ｂの場合は６号ですね。Ｂの場合には。
教育推進課長	同じく４号。それぞれ前項の規定による昇給の号給数を４号給とみなすという考え方です。
松 原 委 員	わかりました、ありがとうございました。
上 野 委 員	付則ですけど、なぜ、これだけ２８年４月１日まで施行が伸びたのですか。
教育推進課長	これは人事委員会からの勧告を受けまして、必要な見直しを行うことが適当ということで勧告を受けたのですが、その実施時期につきましては、平成２８年からということで。
委 員 長	そのほか、いかがでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	ほかになければ、第１７号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第１８号議案、江戸川区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部

教育推進課長	改正についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。 第18号議案、江戸川区教育委員会非常勤職員に関する規則の一部改正でございます。この改正につきましては、新旧対照表を同じく1部おつけしてございますが、この第20条でございます。上の部分は、それぞれ文言の整理でございますが、第1項の赤字の部分をごらんいただきたいと思います。まず、保育所における保育の実施を希望し、申し込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面、その実施が行われない場合。要するに保育園に申し込んでも、それが申し込みが受けられなかった、入所ができなかったという場合です。 ただし、1歳到達日後の期間において保育の実施が行われた場合、その実施が行われた日の属する月の末日までの間で職員が請求する期間について、無給の休業を与えることができるというものでございます。 実は、これにつきましては、我々正規の職員につきましては平成25年4月から、このように制度が改正されております。これを非常勤も同じように実施をするというものでございます。これまでは、保育所に入所を申し込んでいるが、入所できない場合は、引き続き、その子どもが1歳到達日の翌日から1歳6カ月到達する日までは、育児休業を延長できるということで規定されています。ただし、入所できた場合は、入所日以降延長できないということになっていました。 ですので、例えば4月1日で入所が決まったとしても、それ以降、特に保育所はならし保育というものがございまして。この期間は、無給での休業の延長はできなかったということになります。ですので、有給休暇をみんな取っていたということですが、今回の、この制度の改正によりまして、入所できた場合は、入所の日の属する月の末日を超えて延長できないということで、1カ月間はのならし保育が可能になる。無給の休業ができるというふうに変ったものです。 これについては先ほども申しましたが、正規職員については25年4月から適用されておりましたが、少しおくれましたけれども、非常勤職員についても、このような制度を、ここで実施をするための改正でございます。 同時に2枚目以降、別表第1の中で報酬額、月額が改正されております。これは職員の26年の人事委員会の勧告で0.2%が引き上げられたことに伴いまして、非常勤職員の報酬についても0.2%の増額をしたものであります。18号議案については、以上でございます。
--------	--

委 員 長	ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問、いかがでしょうか。
尾 上 委 員	お子さんの生まれた出産の時期というのは、決して４月１日に、うまく入れるかどうかというのはすごく難しいところがあると思うのですが、これに該当しないような人は、どういう形で復帰とかなさっているのでしょうか。
教育推進課長	例えば、江戸川区はゼロ歳児保育を公でやっておりませんが、私立や民間でやっておりますので、やはり考え得るのは、４月というタイミングが一番間違いないということになりますので、ほとんどの方は４月のタイミングに合わせて申し込みをするということになります。
委 員 長	入れるようになりますと、その月末までは休暇を取れますよということと理解いたしましたが、非常に変わったケースというかあり得るケースとして、３０日とか３１日に入れるようになりましたよとなりますと、あと１日、２日しか休めない。そのような場合に関しては、どういうふうに手当はできるのでしょうか。
教育推進課長	基本的に保育園ですとか、そういった保育所のスタート地点というのは月はじめからと、何月１日から、最初からになっております。保育料や何かも、そういったことで決められております。
委 員 長	ありがとうございます。 そのほか、いかがでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	ほかになれば、第１８号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第１９号議案、東京都非常勤職員制度の改正に伴う関係規程の整備についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

教育推進課長	第19号議案、東京都非常勤職員制度の改正に伴う関係規程の整備についてでございます。この関係規定でございますが、4本の関係規定がございます。それを合わせて行ってまいりたいというものでございます。 この非常勤制度につきましては、これまで東京都で特別職の非常勤という位置づけで行っておりました。通称、非常勤講師ということで学校で勤務をされている方々です。ここで、この特別職の非常勤については、主に特定の学識経験を必要とする職に充てるべきものであるということが言われます。そこで一般的に、一般職と同様な補助的、定期的、定型的であったりする職ですとか、勤務管理や業務遂行方法によって労働者性の高い職については本来、一般職として任用すべきであるという総務省からの通知を受けまして、東京都が今回、非常勤制度について見直しを行ったものです。 ですので、これまでは特別職の非常勤職員と規定していたものを、これからは一般職の非常勤職員に改めるという見直しの内容でございます。それを受けまして、まず1本目が、学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の新旧対照表でございます。第2条の第3号に、新たに都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第2条第3項に規定する日勤講師というものを加えるというものであります。これまでは特別職の非常勤ということで、この対象ではなかったものを、ここに加えるという改正が、1点目の規定整備でございます。 続きまして2点目、学校職員服務取扱規程。新旧対照表をおつけしてございます。ここに同じく第1条のところに赤字で示しております。第17条の規定に基づき任用される非常勤の職員ということで、追加をしてございます。 第2条第3項におきまして、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第2条第3項に規定する日勤講師ということで、新たに規定をしたものであります。これは全て特別職から一般職の非常勤に変わるということでの追加の規定であります。 2ページ以降は、及び日勤講師ということで、それぞれが対象になるということで、追加の規定になっております。 3ページ目にございます、やはり赤字で示させていただきました、第8条の第2項でございますけれども、県費負担教職員についての次に掲げる請求等は、事務職員及び学校栄養職員以外の者にあつて休暇・職免等処理簿により行わなければならないということで、新たに職免だけではなく休暇も、こうした記載をしていく必要があるということで、規定をしたものです。 3項では、日勤講師についての次に掲げる請求等ということで、別記様
--------	---

	式第 6 号により行わなければならないということで、規定を新たにしましたものであります。 2 点目については、その次に様式等をつけてございます。このような職員証も改めて交付をしなければならないと。それから休暇・職免等の処理簿、これについても日勤講師についても対象にするということでの規定でございます。2 点目は、以上でございます。 3 点目、学校職員の兼業及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規定の新旧対照表。これにつきましても第 2 条第 3 号に、日勤講師の規定を追加してございます。第 4 条の第 2 項には、前項の規定にかかわらず、地方公務員法第 17 号の規定に基づき、任用される非常勤の職員に対する兼業の許可は、学校長が行うと、許可権者を規定したものであります。3 点目は、以上でございます。 続いて 4 点目で、学校職員出勤簿整理規程。新旧対照表ということで、こちらの日勤講師について第 2 条第 3 号に、新たに対象として加えた規定であります。別表の中では、このような日勤講師の場合の表記の仕方の規定を追加したものであります。以上、第 19 号議案につきまして、この 4 点の規定整備を合わせて、日勤講師の特別職の非常勤から一般職の非常勤への見直しに伴う規定の整備でございます。以上でございます。
委 員 長	ただいまのご説明に関しまして、何かご意見、ご質問、ございますでしょうか。
尾 上 委 員	最後に読んでいただいた学校職員の出勤簿整理規定、これは非常勤の講師さんですね。それに傷欠と介欠とありますが、今まで時代の流れなんでしょうか、お休みの理由が介欠という、介護のための欠勤という、そういうことも増えてきたという現状があるということですか。
教育推進課長	これは介護欠勤とか、そういったものはもちろん職員にあるのですが、今回は、この日勤講師が一般職に位置づけられたことによって、そういう制度も対象になりますということで、改めて 49 から日勤講師のための処理の仕方を追加したというものです。
尾 上 委 員	わかりました。
委 員 長	そのほか、いかがでしょうか。

委 員 長	〔「なし」と呼ぶ者あり〕 ほかになれば、第１９号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
委 員 長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第２０号議案、教育長の兼業についてを議題とします。この議題は改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第１１条第７項の規定に基づき、新教育長の兼業の許可案件について審議いただくものです。 このたび、千葉商科大学学長より白井委員に対し、平成２７年４月１日から９月１９日まで、非常勤講師を委嘱したい旨、依頼がありました。平成２７年４月１日に施行される改正法に基づく新教育長は、まだ任命されてはおりませんが、改正法付則第３条の規定に基づき、議題とすることといたします。 本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１３条第５項の規定に基づき、白井委員には一旦退席をお願いしたいと思います。
委 員 長	〔白井委員退席〕 それでは、事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	第２０号議案、教育長の兼業についてでございます。お手元に、千葉商科大学学長から委員長宛ての委嘱についての依頼文をお配りしてございます。 このたび、貴委員会教育長、白井正三郎氏を下記により、本学人間社会学部非常勤講師にご委嘱いたしたいので、種々ご都合もおありのこととは存じますが、まげてご承諾くださいますようお願いいたしますというものでございます。記書き以下、委嘱期間は２７年４月１日から９月１９日まで、担当課目及び勤務対応としては春学期、地方行政論、三時限。３番目に手当、そして４番目に問い合わせ先ということで届いてございます。 先ほどございましたとおり、新たな地方教育行政の組織及び運営に関する法律にのっとりまして、教育長の兼業に関して教育委員会の許可を必要ということになっておりますので、ここでお諮りするものでございます。よろし

	くお願いいたします。
委 員 長	それでは、お諮りいたします。第 2 0 号議案について、ご異議などございませんでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	ご異議ないようですので、第 2 0 号議案につきまして、許可することと決定いたします。 それでは、白井委員に改めまして入室していただきます。 〔白井委員入室〕
委 員 長	ただいま審議が終わりました。白井委員の兼業について、教育委員会として許可するということを決定いたしました。
教 育 長	ありがとうございます。
委 員 長	次に、第 2 1 号議案、清新町地域の統合新校の校名についてを議題といたします。まず、事務局から説明をお願いいたします。
住田学務課長	資料をごらんいただきたいと思います。清新町の学校統合については、これまでも報告させていただいておりますが、統合により新しくできる学校の校名については、1 月に清新町の第 6 回合同会議で校名の募集方法等を決定し、それをもとに募集を行い、清新町の三つの小学校の児童や保護者、地域の方々などを中心に 6 0 0 通を超える応募があったところです。2 月の第 7 回合同会議では、募集結果についての報告を行い、応募のあった案の中から 4 案を選定いたしました。 今回の教育委員会では、清新町の新しい学校の校名について、どの校名がよいか、ご審議をお願いいたします。
委 員 長	少し補足的に説明させていただきますと、応募された校名案から 4 案を選定されたということで、その 4 案とは清新ふたば小学校、清新あおば小学校、清新さわやか小学校、清新やまびこ小学校の 4 案でございます。 それでは、各委員の皆様方に、それぞれお考えをお話しいただきまして、

上 野 委 員	全体として話がまとまるようであれば、まとめていきたいというふうに考えます。 では、上野委員からお願いします。 それでは、今、委員長から出た4案を私、見まして、私が一番ふさわしいと思う校名は、清新ふたば小学校であるという考えであります。理由は二つあります。 一つは、清新町の小学校がこのたび、2校が1校になったという意味で、二葉のふたばという意味づけられると思うのであります。それから、植物の樹木の二葉というのは、その木が、種が根を生え、そして芽が出て、最初に樹木としての機能というのですか、形が出るのが二葉なんです。そういう意味において、小学校というのは義務教育の中で最初の段階、それから中学校と進むわけですから、その最初の成長の段階という意味においても、ふたばというのがふさわしいなというのが、一つであります。 もう一つは、中国の故事にございますように、梅檀は双葉より芳しという言葉があります。これは梅檀という香木なんでしょうが、あるいは花も香りがあるということですが、これは、もう双葉のころから芳しい香りを放っているという意味で、いろいろな解釈がありますが、私は今回は、この小学生で最初的人格、そのすばらしい人格というふうに考えたらいかがかなと思います。すばらしい人格は、もう小学校のころから周囲の人たちを和ませるような、そういう香り、雰囲気放つものだという意味で、ふさわしいのじゃないかと、そういうことです。以上でございます。
委 員 長	ありがとうございます。
松 原 委 員	これまで住田課長さんのほうから、この校名に関する合同会議で情報いただいて、四つの案が示されたのですが、私も考えてまいりました。 私がいいなと思ったのは、ふたば小学校、あおば小学校という2案についてですけど、イメージ的にはあおばですね、樹木がある程度一定の大きさになって、大木といいましょうか芽吹きがあって、すくすくと大きく成長するという、そういう視点でちょっと考えてみたので、個人的にはあおばかなと。
委 員 長	ありがとうございます。尾上委員。
尾 上 委 員	私は、このふたばという文字は4案の中で、それぞれそうなんですけど、

	ふたばという字が漢字でなくて平仮名というところから、いろいろな想像ができるなと思ってまいりました。 まずは、二つの学校が一緒になって、新たな出発をしていくということで、やはり児童が成長していくという過程の中で、植物を捉えてふたばというのは、非常にイメージといい、本当に子どもの成長を期待するという意味で、いいなと思っております。 もう一つは、ふたばというのを二つの羽という形で、ちょっと捉えてみました。そうすることによって、二つの羽で本当に大空に羽ばたいて、子どもたちが成長していったほしいなというそんな思いで、ふたば小学校と。いろいろなイメージから、そのような形で推選したいなというふうに思っております。
委 員 長	ありがとうございます。白井委員。
教 育 長	私も考えてみましたが、やまびこ小学校というのは清新三小に近くの公園なので、今回のことでいいますと二小と三小の統合ということでは、私の中では消えていくかなと思いました。それからさわやかにつきましても、四つの清新町の公園名、頭文字を取ったものですが、ちょっとイメージ的にいかなものかなと思っております。 そうしますとふたば、あおばということでございますが、先ほどお話しただいていとおりで、植物の成長、それから尾上委員から羽ということもございましたが、この葉っぱを、例えば児童と教諭とか児童と保護者、また学校と地域とか幅広い捉え方もできるかなと思っておりまして、私は、やはりふたば小学校というのが、そういう広い意味で夢が持てる名前ではないかと思ひまして、これを推選させていただければと思っております。
委 員 長	ありがとうございます。 最後になりましたが、私はといいましょうか、私もになりましょうか、清新ふたば小学校がいいなと考えました。 その理由は、木のことをイメージしているのですが、木の芽が出る。木の中には、二葉から芽が出てくるというものもかなり多く知られていると思います。そうして二葉として芽が出たものが大地から養分を吸い取り、また太陽の光を吸収して少しずつ大きくなっていき、最終的には大木になっていく。 一方で、子どもたちのことを考えますと、はじめは小さい子どもたちなんです、慈愛に満ちた養育、それから教育を受けることで健やかに成長をさ

	れて、一般社会人になっていくという、この二葉から大木になる、まだか弱い子が立派な社会人になっていく、そこら辺をうまくかけ合わせる事ができる言葉だなと思ひまして、清新ふたば小学校というものを一番に推そうということでございます。 こうしてみますと、清新ふたば小学校というのを推そうという意見がかなり多くございますが、松原委員いかがですか。
松 原 委 員	ふたばで結構です。
委 員 長	それでは教育委員会といたしましては、清新町地域の統合新校の校名を清新ふたば小学校と決定し、学校の設置者である区長にその旨、お伝えしたいと思います。 なお、新校の校名の件も含め、公立学校の設置や廃止等につきましては、区議会における江戸川区立学校設置条例の改正により、正式決定となるということでございますので、どうぞご承知おきくださいますようお願いいたします。 続いて日程第3、教育関係事務報告にまいります。教育委員会後援名義の使用承認についての報告をお願いいたします。
教育推進課長	教育推進課から1件の後援名義使用の申請が挙がっておりますので、ご報告を申し上げます。行事名はMOA美術館、江戸川区児童作品展でございます。申請者はMOA美術館江戸川区児童作品展実行委員会委員長であります。後援回数は20回目となっております。江戸川区の後援名義申請も出ております。実施日時でございますが、27年11月22日から11月23日まで、会場タワーホール船堀展示ホールにて、事業対象者として、区内小学生を対象に行うところです。経費の徴収はございません。賞状につきましては、教育委員会賞としての賞状を予定しております。 この事業の目的でございますが、子どもたちの創作活動を奨励し、生きる力の育成、心豊かな人間の育成を図ることを目的とし、児童の絵画、書写の展示、表彰を行うというものでございます。例年、区や医師会も後援をしているというものでございます。後援の内容については、教育委員会の後援名義の使用ということで、申請が出ております。私のほうからは、以上です。
松井指導室長	引き続き指導室から2件、後援名義の申請についてご報告いたします。 まず1点目、行事名、ザ・ヤングアメリカンズ・アジアンツアー2015

	夏、in江戸川ということで、申請者はNPO法人じぶん未来クラブの代表でございます。アメリカから指導者といいますか、若い人たちが来て、参加者に対して歌だとかコメディーとかダンスとか、そういうパフォーマンスができるように一緒に取り組むということです。それらを通じて、子どもたちの表現力を育成するということです。実施日時が今年の8月14、15、16、金、土、日、江戸川区総合文化センターの大ホールで3日間通して実施するというものです。参加経費は一人1万8,000円でございます。今回5回目の後援回数となります。 続きまして、第10回江戸川の稚アユ救出作戦ということです。申請者は利根川・江戸川流域ネットワークでございます。江戸川のアユの生態や、それに係る課題について啓発し、命の大切さ、河川とその環境愛護の心を育むことを目的として、アユを救出するといいますか、江戸川の水門のところにかかるものを遡上させる手助けをするということです。実施日時が4月18日(土)、会場が江戸川区東篠崎町250先ということで、経費は、参加費200円ということです。これは、今回8回目の申請でございます。以上でございます。
委員長	ありがとうございます。ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問、いかがでしょうか。
尾上委員	2件目の、ザ・ヤングアメリカンズのほうの質問ですが、去年もあったと記憶をしております。経費も1万8,000円ぐらい、結構お高くてというふうに質問をしたような気もするのですが、去年の参加状況とかお声とか、何か出ていらっしゃいますか。
指導室長	定員300名で、昨年度は298名の参加ということです。ある程度限られたプログラムですので、申し込む場合には、このことを申し込むという意図をもって申し込みますので、好評であったと聞いております。
尾上委員	学校の掲示板か何かでお知らせをするのだったでしょうか。
指導室長	新聞に折り込みチラシをやったりとか、あとはホームページでアップしたりとか、そういうふうに申請は来ております。
委員長	そのほか、いかがでしょうか。

尾 上 委 員	1 件目のMOA美術館、昨年度の表彰式にも参加させていただきました。 私、いつも美術館とか美術展とかと思うときに、きっと学校で募集をしたりしていくのだと思うのですが、意外に学校がまとまっているというか、たくさんの学校じゃなくて、結構、一部の学校がたくさん出展をしているという傾向が、あらゆるいろいろな展示会とかということが多いなと感じます。 ですから、広く声をかけていただいて、多くの子どもたちが、こういうところに参加していくというのはすばらしいことだなと思うので、よろしくお願いいたします。
委 員 長	ほか、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、ほかになれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 続いて、区立保育園の保育料減額措置の改正についての報告をお願いいたします。
学 務 課 長	資料をごらんください。来年度の区立幼稚園の保育料の減額措置について、報告をさせていただきます。現行では、区立幼稚園の保育料は課税世帯の子どもは、月額3,000円、年額3万6,000円になっております。これが一般の基本となる保育料であります。生活保護世帯と住民税非課税世帯は、年額4,000円、それから住民税、所得割非課税世帯は、年額6,000円になっております。この減額措置を私立幼稚園の改正に合わせて、さらに引き下げるものであります。 改正後は太字にしておりますけれども、生活保護世帯については、保育料を無料に。それから住民税非課税世帯は、年額4,000円が3,600円となります。また、第3子については世帯所得にかかわらず、保育料を無料とするものであります。説明は、以上でございます。
委 員 長	ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委 員 長	ほかになければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、平成 2 7 年第 6 回教育委員会定例会を終了いたします。 お疲れさまでした。 閉会時刻 午後 3 時 2 4 分
-------	--